

令和5年3月 河北町農業委員会総会（第3回）

令和5年3月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番	岡崎 学	委員	2番	布川 峯夫	委員	3番	押野 利浩	委員
4番	関 紀子	委員	5番	奥山 ちか子	委員	6番	木嶋 啓治	委員
7番	堀 和彦	委員	8番	安部 敏明	委員	9番	高橋 清	委員
10番	逸見 三和子	委員	11番	奥山 喜幸	委員	12番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（5名）

浅黄 庄一 委員 齋藤 文男 委員 田川 和美 委員
東海林 伸太郎 委員 布宮 聡 委員

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年3月27日（月曜日）午後2時00分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第9号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第10号 農用地利用配分計画案の作成について

議第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 宇野事務局長

令和5年3月の河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに、後藤会長よりあいさつをお願いします。

○ 議長（会長）

はい、昨日の雨が嘘のようないい春日和でございます。皆さん、お忙しい中、3月の総会にご出席いただきましてありがとうございます。過日農地の賃借料、それから、機械の使用料、その、設定の話合いが、JAさんのほうで、各地区の実行組合長さんを中心として、私も出席させていただきまして、今後3年間の、賃借料の設定について話合いが持たれました。その中で、皆さんのほうに御報告をするのが、まず田畑の賃借料、一律で15%下げるといような形になりました。機械の完了料金はそのまま据え置きと。サクランボ等の、所謂労働賃金、一応、最低賃金の、たしか山形県が、865円でしたかね、一応それにさくらんぼ等の農作業、設定するといような、話合いが行われて、そのまま決定になったような次第です。

もう1点が、青年就農認定の審査会が、これも過日ございました。その審査会、委員長は河内副町長でございまして、私も、出席しまして、田井の●●●●さん。前の農業委員の●●●●さんの息子さんです。彼が、親と一緒にいえば一緒なんですけども、独立した形で、農業経営をさくらんぼとぶどうを主体にこれから、地域の担い手として頑張っていくってことで、申請がありまして、頑張ってくださいということで、認可になりました。この2点をまず皆さんのほうにご報告させていただきます。春作業これからだんだんと忙しくなります。まず事故のないように、周りと注意し合いながら、作業を進めていただきたいと思います。

本日もよろしく願いいたします。

○ 宇野事務局長

ありがとうございました。それでは、日程第1議事録署名委員の指名から会長より進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

はい、日程第1議事録署名委員の指名です。7番 堀委員 8番 安部委員、よろしくをお願いします。

それでは日程第2議案の審議に入らせていただきます。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号5番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか2筆で計6, 522㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続されたものです。取得後は下野は自作するほか、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号6番 所在地 西里字塩ノ渕（シオノフチ）●●●●、樹園地、ほか4筆で計6, 686㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、田んぼは●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、資料2ページ、申請番号7番 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、ほか1筆で計5, 964㎡です。所有者の●●●●さんが、●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号8番 所在地 大字溝延字扇田（オウギダ）●●●●●、田、ほか2筆で計5, 422㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、相続した子の●●●●さんも●●●●年●●月●●日に亡くなったため、●●●●さん妻の●●●●さんが相続したものです。取得後も自宅近くの畑は自作するほか、田んぼは●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号9番3ページに渡ります。 所在地 西里字慶光寺（ケイコウジ）●●●●●、畑、ほか17筆で計18, 949. 46㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

次に、申請番号10番4ページに渡ります。所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●●、田、ほか8筆で計16, 480㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号11番、所在地 谷地字海老鶴（エビヅル）●●●●●、樹園地、ほか3筆で計4, 794㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さんから耕作してもらうほか、樹園地については樹木を伐採しており、自分で管理するものの、あっせん希望とのことです。

次に、申請番号12番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●●、田、ほか4

筆で計10,683㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も西浦●●●●及び●●●●は●●●●さんに耕作してもらい、他は自作するとのことです。

以上8件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。皆さんのほうから御質問、なければ、相続ということで、このまま進めてよろしいでしょうか。

——賛同の声あり——

はい、ありがとうございます。

それでは次に進めさせていただきます。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局説明よろしく申し上げます。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の5ページになります。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号59番から6ページ64番までは、町道公共工事のための解約となります。内容については資料記載のとおりです。

申請番号66番、所在地 大字田井胡和勢（コワセ）●●●●、樹園地、ほか2筆で計931㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

以上7件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。最初のほう、59番から、64番。

これ、ひなの湯と、産直センターの間の道路の町道新設のやつだよ。はい、皆さんのほうから御意見、御質問ございますでしょうか。

これは、●●●●さんは、これだけだか、出てきたのは。後は出てこない。これ、田井川向かいのやつだか。

○ 事務局（奥山）

これ、貸主の方が、●●●●さんが、もう次出来ない結果、昨年のおくらんぼの時期過ぎてから、返されたような形になったそうです。賃借権の設定期間が5月末までであるもんですから、今の方に貸せないということで、一旦解約したいという話でした。借りる方も探していたんですが、ちょっと借りる方のほうが、やっぱり借りられないということになって解約だけやるというものです。

○ 議長（会長）

これ、●●●●さんは作れるんだか、作れないんだか。

○ 事務局（奥山）

作れないと思います。

○ 議長（会長）

関委員、この辺ちょっと分かるか。わかんない。

○ 事務局（奥山）

この樹園地なんですけども、この●●●●さんて方が自然農法とか、消毒とか施肥しないまま耕作していたらしく、もうおくらんぼ生らない状態だと聞いてます。もし引き受ける方は改植しないとだめかなと思います。

○ 議長（会長）

何か皆さんのほうから、御意見ございますでしょうか。無ければ、このまま進めさせていただきます。

次に議第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の7ページをご覧ください。議第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号31番、所有権の移転です。所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、869㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

申請番号32番、使用賃借権の設定です。所在地 大字溝延字滝沢（タキザワ）●●●●、畑、807㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望ということです。

申請番号33番、賃借権の設定です。所在地 大字田井字胡和勢（コワセ）●●●●

●、畑、805㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

申請番号34番、賃借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか1筆で計3,435㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためということです。

資料8ページ、申請番号35番、賃借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木（フドウギ）●●●●、田、ほか1筆で計2,102㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、病気等で労力不足のためとのことです。

次に申請番号36番、所有権の移転です。所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、畑、38㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、双方の合意によるとのことですが、会社の所有分を整理しているようです。

以上6件よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

3条の許可申請について、皆さんの方からご質問、ご意見等ございませんか。はい、堀委員。

○ 堀委員

36番ですけれども。10a当たり260万というふうな金額とか、あるんですけども高くはないんだかね。

○ 議長（会長）

はい。どうでしょう。はい、安部委員。

○ 安部委員

こちらの、土地のほう、先日、確認させていただいたのですが、これ十二堂となるんですが、松橋の宅地の、真ん中、3方向住宅に囲まれているようなところになります。まあ、宅地の真ん中にあるような更地だったので、そういった、ちょっと高い金額に設定されているのかなと思いました。

○ 議長（会長）

はい、すいません。事後になりましたけども、36番除いて、現地調査のほう、すい

ません、お願いいたします。はい布川委員。

○ 布川委員

31番、これ一昨日確認してきました。これ、287沿いで、10a110万ですけど、これぐらいの価格で妥当かなあと見てきました。国道についてますんで。あと、両脇は田でした。きれいにうなわってました。田にするのかな、わかりませんが、きれいになってました。

○ 議長（会長）

はい。32番。

○ 関委員

32番と33番です。●●●●さんは先ほど、会長がおっしゃってた前農業委員の●●●●さんの息子で、畑もきれいに整理されて、問題はないと思います。

あと、33番の、●●●●さんですけども、●●●●さんの親戚の方で、農家を一生懸命やってる方なので、畑もきれいに整備されていて、大丈夫だ、大丈夫っていうか、間違いないと思います。

○ 議長（会長）

はい。34番。

○ 木嶋委員

はい。現地で確認したところ、きれいに手入れされていたと思います。受け人の●●●●●●さんも積極的な農家ですので、問題はございません。

○ 議長（会長）

はい。ありがとうございます。35番お願いします。

○ 押野委員

この二筆については、住吉屋食品の西側、昨年も水稻耕作しておりまして、●●●●●●さんは、専業農家としては一生懸命頑張ってますんで、大事だと思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい、では改めまして、皆さんの御質問、御意見、ございますでしょうか。なければ、このまま進めさせていただきます。

それでは議第9号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局よりお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の9ページをご覧ください。

河北町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものになります。資料10ページが総括表ですが、所有権移転が3件と、貸借権設定が8件です。

資料の11ページをお開きください。所有権移転です。

申請番号207番、所在地 大字新吉田字吉田東（ヨシダヒガシ）●●●●、田、1,677㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当100,000円で、総額167,700円です。

次に、申請番号208番ですが、ここでちょっと資料の訂正をお願いしたいです。右のほうの売買価格のところ、10a当たり900円のところ、11万1,111円と訂正をお願いします。その下の209番についても、10a当たり3,780円のところを26,455円に訂正をお願いします。

改めまして、申請番号208番が、所在地 大字溝延字前野（マエノ）●●●●、畑、90㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当111,111円で、総額10,000円です。

次に、申請番号209番、所在地 大字田井字大官野（ダイカンノ）●●●●、樹園地、378㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は10a当26,455円で、総額10,000円です。

次に、資料12ページ、貸借権の設定です。こちら資料の訂正をお願いし、申請番号212番の、支払い形態のところなんですけども、10,000円と書いてあるところが10a当たりになりまして、総額30,000円です。

では改めまして、申請番号210番から資料14ページ217番の貸借権設定につきましては、一覧のと通りの契約内容となっておりますが、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

次に申請番号218番、資料14ページになります。使用貸借権の設定です。所在地 大字溝延字前野（マエノ）●●●●、畑、960㎡1筆です。渡し人は、法定相続人代表 ●●●●さん、受け人は●●●●さんです。こちらは、遊休農地としてリストに上がっているものなんですけど、●●●●さんが引き受けて再生する計画です。

以上12件になります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

はい、売買に関して、押野委員が直接関係しておりますので、一時押野委員退席お願

いします。

——押野委員退席——

それでは、皆さんのほうから御意見、御質問賜りたいと思います。ございませんか。

事務局ちょっとこの218番の再生について、ちょっと説明お願いいたします。再生事業。これ、田畑だけだっけよね、確か。

○ 事務局（奥山）

樹園地じゃなかったと思いますが。

○ 議長（会長）

これは樹園地じゃないと、あれだか、再生事業の資金っていうのは。

○ 事務局（奥山）

再生事業は緑区分も対象になりますんで、草刈りだけのところも対象になります。

○ 議長（会長）

だとその労力ぐらいしか出ないということだな。あとは土改剤とか。

○ 事務局（奥山）

はい。

○ 議長（会長）

はい、分かりました。皆さんのほうから何かございませんか。なければ、このまま進めさせていただきます。押野委員、終わりました。

——押野委員着席——

それでは次に議第10号 農用地利用配分計画案の作成について、事務局説明お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは15ページをご覧いただきたいと思います。

河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画の案を作成することについて、農業委員会の意見を求める旨の依頼がありましたので、審議するものになり、今回は借受者変更の配分計画案になります。

資料の16ページから34ページに詳細がございます。地区の調整会議等で協議されたものでありますので、それぞれの説明は、省略させていただきます。全295筆を44件に集約するものになります。よろしく申し上げます。

○ 議長（会長）

これは、各地区の調整会議で配分計画、を決定したもので、問題ないと思われまので、このまま、御承認ください。

次に議第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、これは推進委員の皆様の御意見も、いただきながら、決定していく、事柄でございますので、よろしく御協議いただければと思います。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（奥山）

資料の35ページをご覧ください。議第11号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてです。こちらは事務局案になります。事前資料配布の際に、現在の指針の趣旨もお付けしましたので、見比べてきていただいたかと思ひます。

この河北町の指針につきましては、平成28年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律の改正を踏まえ、今後の活動の指針として平成29年1月25日に策定しており、農業委員の改選期である3年毎に見直しを行うことになっております。この指針の最終目標が令和5年3月までで終了しますので、新たに今後、今回は5年後の目標設定を案とさせていただきます。農業委員及び推進委員の皆様のご意見をお伺いして設定させていただきますたく、お諮りします。

内容につきましては、事前に配布させていただいておりますので、全部は読みませんが、考え方について説明させていただきます。

まず、第1基本的な考え方について、まず第1の基本的な考え方という部分なんですけども、下から3行目のところ、農業委員の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものという計画になるんですが、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の最終目標年度が、令和9年度までとなっております。ですので、河北町についても、それに合わせて、まずは令和9年度までを目標として定めさせていただきたいと思ひました。

資料36ページ、第2具体的な目標、推進方法及び評価方法、1. 遊休農地の解消目標についてです。ここで、資料の訂正をお願いします。表の管内の農地面積の欄上から3つ目の項、中間年の現状（令和8年3月）の管内の農地面積を2,083haに。その下の段の目標（令和10年3月）の管内の農地面積を2,081haに。同じ項の右端の欄、遊休農地の割合を0.44%に訂正をお願いします。

改めて、現状（令和5年3月）の管内の農家台帳による農地面積が2,100haなんですけども、転用による減少を年1haとし、また押切・吉田地区及び溝延地区の治水対策による転用見込みを中間年までに14ha減少すると見込みました。

遊休農地面積については、今年度からの最適化活動の目標設定において令和3年度末の緑区分遊休農地を5年間で解消することとされておりますので、毎年0.8ha減少。さらに、令和4年度以降に新たに発生した緑区分の遊休農地は、翌年度に全て解消することとされたので、その減少を見込んで計算したものです。現状

15. 9haを中間年には9.7ha、目標年には9.2haとしています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法について、①農業委員と推進委員の班編成による毎年の農地の利用状況調査と利用意向調査を実施するとともに、違反転用の発生防止・早期発見等のため、現場活動は日常的に実施し農地の適正な利用の確認をします。

その調査結果については、オンラインによる農業委員会サポートシステムに反映して記録し、農地ナビ上で公表します。

さらには、②利用意向調査の結果を受けて、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行います。

新たな項目として、次が追加されました。③非農地判断について、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

次に2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、こちらも資料の訂正をお願いします。管内の耕地面積の欄の中間年の現状（令和8年3月）を1,743haに。その下の項の目標（令和10年3月）を1,741haに。その右の集積面積欄の中間年の現状を1,232ha、その下の項の目標を1,393haに。一番右の集積率欄の中間年の現状を70.7%に訂正をお願いします。

管内の耕地面積については、1でご説明した農地面積と同じように、毎年の転用見込みと堤防関係の転用見込みにより減少分を計算したものです。集積面積については、山形県の令和10年3月の目標は90%ですが、国目標である80%を達成する目標としました。中間年には、毎年、前年目標の2%アップを目指しての計算です。この伸び率では最終年の80%達成には届きませんが、令和7年3月までに地域計画を策定するため、それまでの話し合いにより集積が進むのではないかと期待を込めての数値になっています。

下の表の【参考】担い手の育成・確保については、総農家数について、農林業センサスの前回結果からの減少分を平均して計算しました。担い手について、現在町の新規就農者の目標を毎年5人としておりまして、そのうち認定新規就農者を約半数の2人とし認定農業者となることを想定して計算しました。認定農業者については、なかなか計算が難しいのですが、直近5年間の減少数に、認定新規就農者の終了人数を加えて計算し、現在の人数の維持を目標としました。基本構想水準到達者は減少見込みに認定農業者から抜けた人の分を加算したものです。特定農業団体その他の集落営農組織については、現状維持としました。

資料38ページに行きまして、(2) ①「地域計画」の作成・見直しについての部分が前

の人・農地プランから名称と内容が変更になっています。

その下③ 農地の利用調整と利用権設定についての下4行目から7行目の部分が追加されました。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進すると追加しました。

④の下の(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。と追加しました。

3新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標は、39ページの表になります。先ほど認定新規就農者の所でも言及しましたが、町では令和6年度までは年5人、令和7年度以降は年6人の新規参入を目標としていますので、その数値を確保するよう計算しています。面積については4月から下限面積20aの要件が撤廃されますので、これまで1人当たり約1haと見込んでいたところを0.5haとして計算しました。

なお、右欄の新規参入者数(法人)については、現在黒田組1社だけで、今後特に増加する要因が多く見込めないことから、1法人の増という目標にしました。

この項目についても、(3)新規参入の促進の評価方法が追加されました。

最後、下の段、第3「地域計画」の目標を達成するための役割 河北町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、河北町農業委員会は次の役割を担っていく。の部分も追加されています。大まかな内容だけ説明させていただきましたが、以上のような内容になっております。

○ 議長(会長)

はい忙しい中で、なかなか事前配布資料とはいえ、読む時間もなかったかと思いますが、何か、推進委員さん含めて、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

はい、布宮さん。

○ 布宮推進委員

前の仕事の関係もあって見つけたんですが、37ページ、担い手の育成・確保の所なんですが、一番右端、特定農業団体その他の集落営農組織っていう表現なんですが、これは過去に法人化を目指す組織を特定農業団体として時限的に認めてきたという経緯があります。その後、河北町のほうでは、農事組合法人三つかな、集落営農組織だったもの。それが法人格を取ってるので、今は、特定農業団体っていう言葉そのものが、終わってると思うんですが、それ前の計画をそのまま移してこうなってるのか。内容的には、集落営農組織、もしくは法人という形で、変更ある部分プラス、今後、想定される部分ということで、表現上、特定農業団体というのがおかしいのではないかと。思うものですが、いかが

でしょうか。

○ 事務局（奥山）

確認させていただきたいと思いますが、この9団体っていうのは、町内には集落営農組織が残っている団体数になっております。

○ 議長（会長）

これはあれだ、法人化進めた、ファームひなの里、西里ファームそれからファーム吉田これは3団体は法人化、したわけですね。これと、所謂名前だけの集落営農組織、分けて、考えるっていうことは出来ないんですか。一緒にしてはちょっとあれなのかなあと。前々から私もつけたんだけど。

○ 事務局（奥山）

農事組合法人にされたファームさんたちについては、認定農業者のほうに、今のところ入ってるんです。

○ 議長（会長）

こっちは入ってないわけね。

○ 事務局（奥山）

こちらの集落営農組織は、まだ法人化してない、集落営農組織の数になってます。

○ 議長（会長）

今、布宮さんからあった、特定農業団体、ていう、名称は。

○ 事務局（奥山）

名称についてはもう一度確認が必要なんですけども、国の、案の段階ではこれ入ったまま来たんですよ。

○ 布宮推進委員

もう、法人化を想定して扱う特定農業団体ということで、別の恩恵が集積関係の対象にもなっていたっていうのは、過去はあるんですが、今、特定の集積のメリットは、ないのかなというふうに認識してます。法人にしないと認められない。任意組織のままではとなってると思います。

○ 議長（会長）

これ、たしか2回ぐらい猶予期間を設けたんですよ。

- 布宮推進委員
そうです。ま、確認していただければ。
- 議長（会長）
はい、高橋委員。
- 高橋委員
38ページのちょうど中間、真ん中に、中山間地域等の農地の区画、形状が悪く、受け手が少ない、又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用、とありますけど、簡易な基盤整備を、やった際の経費はどうなるんでしょうか。
- 事務局（奥山）
事業を行うとすれば、中間管理機構が費用負担することになります。
- 高橋委員
そのあとに借りた人は、基盤整備の費用は払わなくてもいいと。
- 事務局（奥山）
そこは、借りる方については関係ないです。中間管理機構が、国から補助をもらってやる事業になります。
- 高橋委員
中間管理機構の事業の最初そもそもがそういうところからスタートしたんだよね。そしてその後、基盤整備した経費は、借り受け者が年貢にプラスアルファプラスして払うとはなって、何かそのあと、基盤整備は借り手がいないとしないという形になって今まで来たと思うんですけど。だからそういう状況が、大きく変わったということですね。
- 事務局（奥山）
相手の方に費用負担があるということは、意識してなかったんですけども、一応確認させてください。それで、今、事例は、町内ではないんですが、積極的に中間管理機構も借り受けるようになっていうことで、このたび、通知が来てるはずなんですけども、今のところやっぱり借りる方がいないところはなかなか借り上げしてもらえないような状況にはなっております。
- 議長（会長）
北谷地の、今回は基盤整備終わった、あれは何地主さんがいくらかの費用を負担し

てるわけ。いや、借り手が。

○ 高橋委員

いやいや、目標が集積率が80%、連たんも80%でその目標を達成した暁には、12%の本来自己負担がある分が、別な形で奨励金という形で返ってくるので、自己負担ゼロで、基盤整備ができると、そういった事業。ただ、基盤整備をやった際に、もとの面積と同じ面積が配布なるかということ、道路を広くとったりとか、ちょっと、無駄に削る場所が多くなる。変形場所とかそういうので減歩率がちょっと高くなるので、以前の面積と、基盤整備終わった後、またもう一度測量し直して、新たな面積で何%減ったというのを元の面積から%分へ減らして配布すると。そういった形になっております。

○ 議長（会長）

あそこは減歩率どれくらい。

○ 高橋委員

約11%ぐらい。

○ 堀委員

基盤整理した中で、未整理地あったさげ、未整理地の部分だけが減歩率が高くなったため、整理した時と一緒に計算して、減歩率が11%ぐらい。

○ 議長（会長）

あそこは完全に用排水なったんだべ。それで、11%ぐらいなら、まず減歩率は、私 のから見れば少ないなと思っていたんだけどその辺ちょっと調べてみてください。田川委員、何かないですか。こういう、これから、いろいろ集積、的なものも含めて。

○ 田川委員

はい。最適化の推進じゃなくてよろしいですか。

○ 議長（会長）

はい、どうぞ。

○ 田川委員

農地中間管理機構として契約されている土地の売買についてちょっと御検討いただきたいんですけども。現在地権者の方が、地元にいないということで、遠方にいらるっていう方が多くて、この土地を売りたいということが結構あるんですけども、現行、売買する、した場合は、1年以上買った人が、その耕作権を持つということに

なってるんですけども、実際農地の集積集約化が進んでる中で、例えば1区画の田んぼの中に10筆ぐらい筆があって、そのうちの一筆だけ売買されるということがあってもそんなことは実際問題としては成立しないんで、耕作者側が、売買は認めないということで、売買契約成立しないというふうになってるんです。

新しく購入されたいという方がおられた場合に、その人と現在の耕作者が、翌年すぐ耕作権の設定っていうことで、賃借契約を結べるようにしてもらえないかなというのがちょっとあるんです。

結果としても1年以上かかった人が耕作するという土地の転売とかそういう意味で、そういったものがあるんですけども、そういったものをちょっと、農業委員会で話し合っただけないかと思います。

ここ数年来た地区でも三、四件ありまして、実際その案件が今年の冬にも1件あったんですけども、それで私の方の農地も、30a程手放すような形になったんですけども、近年こちらに地元にいた方が亡くなって息子さんたちがもう遠方にいるっていう話が多くてですね、どうしても管理出来ないんで売りたいという話が結構多く舞い込んでくるので、その辺をちょっと話し合っただけなと思います。

○ 議長（会長）

これはあの、河北町農業委員会だけでできるような用向きではないですよ。

○ 事務局（奥山）

法律的なことを言ってしまうと、やっぱり、買い受ける人借り受ける人が耕作する前提で、農業委員会としては許可を出しているんで、やはりそこは、買った人、許可をもらった人がね、耕作する義務はあるんでしょうね。ただ、許可おきた後で事情が変わって、別の設定になるってことはあるとは思われますが。

○ 議長（会長）

多分、その案件案件ごとに、所謂その不在地主さん主体で、とにかく、農地を手放したいって、今つくってる方が、素直に買ってくれば、いいんだろうけども、なかなかそうばかりも、いかないのが、現実なわけですね。

そういったときに、所謂、耕作すっかすねがわかんないけども農家としての権利を持っている方が、んだら俺取りあえず買うみたいな、耕作するしない別にして、買って言って、農業委員会に出てきた場合は、一応耕作するっていうことを前提に、ここで、議論するわけですから、農家の資格があれば、ここではまあ許可すると。

けども、今度、今現在耕作している人の所謂土地は買わないけども、これ取上げられると、みんな3反歩ずつの田んぼであればいいんだけども、中に、場合によっては3人も地権者が入ってるような、田んぼがあるときあるわけですよ。やっぱりそういったときに、その調整っていうのは、なかなか、難しいのかなあっても思うし、だから、

そのへんをを、所謂全体で話し合うことも必要なんだけど、やっぱりその地域の人間関係、それから地域の実情、よく知っている地元の農業委員さん、あるいは推進委員さんに、その辺、事務局と法律的なことも踏まえながら、調整、あっせん、あるいは中間管理事業のマッチング、していただかなければならないのかなあっていう、かなり重い責任なんだけども、だから今までの農地プラン、からちょっと飛躍して、国の考え方では、農地一筆一筆ごとに、10年後の、耕作者、の名前張りつけろみたいなこと、方針出してるわけなんですけども、なかなかその辺も含めて、今年の秋あたりから、皆さんに、とにかく汗をかいてもらわなきゃなんないと。

多分その中で、単なる貸借だけでなく、所謂売買も含めた、そういうあっせんって言ったらちょっとあれですけども、そのマッチングをうまく皆さんのほうにしていたかなければ、ならなくなるので、法的なことはちょっと事務局のほうと、少し、詰めてみてください。

○ 田川推進委員

いや、ですから、買う側がどうしても買いたいから買ってるわけじゃなくて、売りたい側のどうしても売りたいということで、買う側は仕方なく買ってるわけなんですよ。要らないんですよ、こんな田んぼ。ただ隣に自分ちの田んぼがあるから、隣の田んぼと合わせて買っていいよってそう隣の人が言ったとしても、でも実際耕作してる方は違う人なんで、売買が成立出来ないと。せっかく集約化されて、1町歩以上とか集積、集約されてる中で、たった1 a ぐらいの田んぼ、それで1 a 2 a の田んぼが売買も出来ないというふうになると、これはもうどうしたものかと思って、これはもう、今河北町でもどんどん集積進んで、基盤整備進んで、ただ一つの田んぼに、10人ぐらいいるのが北谷地地区では当たり前前の状況になってるんです。それでも売買が成立しない。これ何とか考えられないかと。一旦全部仮契約を解除して、3条で売買して、その借りたりするのも1回で中間管理機構で進めて、そういうのは出来ないですね、今。これはもう中間管理機構の事務局やってる改良区さんにも相当な案件持ち込まれている。同じような、ほかの地区でもあると思うんですけども。

法律法云々とかいうのも、あると思うんですけども。

○ 宇野事務局長

法的な案件なので、この場でどうのこうのとは決められないので、整理しないと。

○ 議長（会長）

ただ、やっぱり、そのなんていうんでしょ。今まあ皆さん忙しくなってきたけれども、あくまでも農業委員、あるいは推進委員としての仕事としては、地域計画の策定、そんな100%うまくいくわけないんですけども、その地域の、所謂担い手となりうる方にそうやって、売買にしろ、それから貸借にしろ、その辺は、調整していくほか、ないのかなあという。んで、所謂法律論でいけば、なかなか難しいけども、ある程度

目をつぶるとこはつぶって集積、特にその3反歩の田んぼの中に権利1 aしか、持っていないなんていうのは、やっぱりもしかすると稲植えれば、1列植えて終わりの面積かもしれないような、あれはやっぱり特に、集積、集約、進めていかなければならない。その中で、問題が出てきてもある程度目をつぶることも必要になってくるのかなあというふうに。

○ 田川推進委員

多分現行は、これ、売買が成立したとしても、買った人が、今までの耕作者に、ヤミ耕作という形で、1年なり2年なりやってるのが現状だと思うんです。何年か後に、また賃借の契約を結ぶという、そういう形なんですけども、このヤミ耕作を黙認して、それを堂々と農業委員会がヤミ耕作としてやれよ、と言っていいのか、という話なので、はい。ただこれはもう本当に、全部町内全部でおける案件なんで、ぜひとも、今後とも検討していただきたい。ある程度上の組織のほうからある程度、法的な判断を示してもらわない限りはちょっとこの話は進まないと思いますし、そのためにね地権者の人が、遠方からわざわざ1時間2時間かけて、地元の草刈り堰払いで参加するのが、そういう現状もあるんで、それがだんだん高齢化しづらくなってきてる実態とかそういういろんな事情の売り手側のいろんな事情もあるもんですから、なんとか売買を成立してあげたいなというのがあるもんですから、よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

そのへん今度、貸し剥がしすることも、なかなか難しい。まず、地域計画の中で、いろいろと話し合っただけたらと思います。ほかに何か皆さんのほうから。何も今回だけで、この話合い終わるわけじゃないです。もう1回、御自宅のほうに書いて改めてこれをお読みいただいて、次回の農業委員会でも結構ですので、その辺どうなんや。その辺直すべきでないかっていう河北町のあくまでも指針なもんですから、少しこの辺直せないんだかやっていう点がありましたら、もう1回、自宅のに帰ったらお読みいただいて、次回の委員会でも結構ですので、御意見をいただければありがたいと思います。はい、高橋委員。

○ 高橋委員

先ほどの質問と関連なんですけども、耕作放棄地の1番と目指すところは、果樹サクランボ止めて、そのまま、という耕作放棄地が現実的に田んぼよりも、そっちのほう大きいと思うんですけれど、そういった樹園地の耕作放棄地なんかをこの中間管理機構の整備というのでは、出来ないんですかね。

○ 事務局（奥山）

何かで1回話したような気がするんですけど。中間管理機構で引き受ける基盤整備

ってというのは、草刈り、ぐらいで耕耘すれば、すぐ耕作できるようなところのみです。しかも、雑木とか、細い木が入ってるところは引き受けるものもあるようですが、果樹を植えたものの改植とか、伐採については、該当しないという回答をもらってます。果樹については該当ならないんです。

○ 議長（会長）

地域全体で取り組んだ場合は、どうなるの。例えば何ヘクタールとか。

○ 宇野事務局長

多分まだ別メニューになってくると思う。それは定かではないんですけど、例えば大きなある程度一定の面積を侵食とか改植するっていうのはまた別メニューであるはずですよ。

○ 事務局（奥山）

何人か担い手の方が集まって、事業費200万以上のやつ、やるなんていうときはまた、別のメニューがありますけども。

○ 議長（会長）

やっぱり借りた人が、そこ耕作放棄地再生事業みたいな制度を使って、するのが、やっぱり今のところ手いっぱいなのかなっていう。

○ 高橋委員

サクランボ畑、ある地区は結構な面積で、あんのよ。だからその、先ほど説明で分かりましたけれども、ハウスを撤去、それから伐採抜根ここまでは200万程度の、町の補助事業もありますということで、それで対応、例えばねそういう対応した後、その場所というのが畑の場合、割と面積が小っちゃい人がいっぱい集まっているみたいな耕作放棄地あるのよ。そういった場所を一旦ここきれいに整地して、整地してきれいになった場合は、借りてもいいよというような人はいるんですよ。ただちっちゃいごちゃごちゃっていうところでは、誰も借りる人いないんで、それからその上物の撤去の後に、まだ畑地の基盤整備な形で、簡易な基盤整備、中間管理機構の事業を使って、やれたら、耕作放棄解消になるのかなあと。思うんですけど。

○ 事務局（奥山）

いろいろ細かいところとか、大規模なところとか、国とか県の補助メニューはあるんですけども、やっぱり、やるときには、事業主っていうか、町にも、やった人にも負担がかかる場所がありますので、ちょっと、相談とか計画してみたらかなとは思いますが。すぐこれでいけるっていうふうにはいかないと思うんですけど、この結構まとまった面積あって、借りる方がいるよっていうのであればちょっと御相談させて

いただきたいと思います。

○ 高橋委員

はい。

○ 議長（会長）

はい、堀委員。

○ 堀委員

これ、全然、関係ないと思うんですけど。去年、山のほうに、カボチャ植えたんだけど、みな猪に食われて、さっぱり収穫出来ねっけ、ということがありまして、河北町で、猪とか、熊とか、罨っていうのは町としてはなんぼくらいあるんですか。

○ 宇野事務局長

罨自体は罨仕掛ける人に、イノシシの被害はよ、まず、正直言ってよ、河北町さ全然情報来てないのよ。それをちゃんと言ってもらわないと、俺だから今度猟友会さ言って、猟友会の人罨仕掛けるとかならないのよ。まずは、情報欲しいのよ。熊だと、熊見たって言う罨仕掛けたり、危ないから近づかねでって、区長さんさ紙回したりするんだけど、イノシシって1件も正式なもの、人伝いには来てるんだけど、きちんとイノシシ出た後、被害出たと言ってもらわないと、猟友会の人たちも動がんなねのよ。現場も見らんねし。面倒くさいからっていう、それはやめてほしいのよ。

○ 議長（会長）

堀委員、総会でなく協議会のその他の事項で1回。すいません、それでは3月、農業委員会、これで、協議のほう、終了させていただきます。

午後3時15分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月27日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員
